

## 16 議会及び議員に関する条例等の制定状況

### 【16-1】議会基本条例の制定状況

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 272	173 (63.6%)
5～10万人未満 256	154 (60.2%)
10～20万人未満 155	94 (60.6%)
20～30万人未満 46	25 (54.3%)
30～40万人未満 28	13 (46.4%)
40～50万人未満 22	14 (63.6%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 814	495 (60.8%)

## 【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 272	9 (3.3%)	0 (0%)	118 (43.4%)	0 (0%)
5~10万人未満 256	16 (6.3%)	1 (0.4%)	108 (42.2%)	0 (0%)
10~20万人未満 155	12 (7.7%)	1 (0.6%)	55 (35.5%)	0 (0%)
20~30万人未満 46	2 (4.3%)	0 (0%)	10 (21.7%)	0 (0%)
30~40万人未満 28	1 (3.6%)	0 (0%)	11 (39.3%)	0 (0%)
40~50万人未満 22	2 (9.1%)	1 (4.5%)	7 (31.8%)	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)	0 (0%)	4 (26.7%)	0 (0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0%)	15 (75.0%)
全市 814	45 (5.5%)	5 (0.6%)	313 (38.5%)	15 (1.8%)

政治倫理・資産公開に関する要綱・規程の場合も含む。

## 【16-3】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 272	65 (23.9%)	8 (2.9%)
5~10万人未満 256	75 (29.3%)	23 (9.0%)
10~20万人未満 155	54 (34.8%)	11 (7.1%)
20~30万人未満 46	19 (41.3%)	2 (4.3%)
30~40万人未満 28	9 (32.1%)	1 (3.6%)
40~50万人未満 22	7 (31.8%)	1 (4.5%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	1 (5.0%)
全市 814	241 (29.6%)	47 (5.8%)

【16-4】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決事件を追加している
5万人未満 272	263 (96.7%)
5～10万人未満 256	243 (94.9%)
10～20万人未満 155	146 (94.2%)
20～30万人未満 46	46 (100%)
30～40万人未満 28	28 (100%)
40～50万人未満 22	22 (100%)
50万人以上 15	15 (100%)
指定都市 20	20 (100%)
全市 814	783 (96.2%)

【16-5】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(平成29年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	559 (68.7%)	職員の定数	7 (0.9%)
市の基本計画	263 (32.3%)	重要な契約に関するもの	10 (1.2%)
市の基本計画以外の重要な計画	104 (12.8%)	オンブズマンの委嘱等	10 (1.2%)
市民功労者表彰、名誉市民	668 (82.1%)	法人・団体等との協定に関するもの	9 (1.1%)
市民憲章	62 (7.6%)	定住自立圏構想に関するもの	170 (20.9%)
都市宣言	68 (8.4%)	上記以外の議決事件	197 (24.2%)
姉妹都市、友好都市提携	98 (12.0%)		